

Macquarie Capital Securities (Japan) Limited

20F The New Otani Garden Court, 4-1 Kioicho,
Chiyoda-ku., Tokyo 102-0094
JAPAN
Telephone (81 3) 3512 7900
Facsimile (81 3) 3512 7904

マッコーリーキャピタル証券会社

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL (81 3) 3512 7900
ニューオータニガーデンコート FAX (81 3) 3512 7904

最良執行方針

平成30年06月1日改定

マッコーリーキャピタル証券会社



この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場で上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券及び新株予約権付社債券、ETF（上場投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」

(2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約券付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

上場株券等

(1) お客様から注文を受託いたしましたら、お客様と当社との間で執行方法に関する包括的な取決めが別途存在せず、かつ、個別のお取引についてお客様から執行に関するご指示をいただかない場合には、当社が下記(2)の規定により選定した金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。その場合、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。

(2) (1)において、委託注文の国内の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。

(b) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、原則として、執行時点において、Bloomberg社の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。)に取り次ぎます。なお、選定した具体的内容は、お問合せいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

(c) (a)または(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者または会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者または会員のうち、当

該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

取扱有価証券フェニックス銘柄

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

取扱有価証券

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。

ただし、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

(1)-1

お客様と当社又は当社の海外関連会社との間で執行方法に関する別途の包括的取決めが存在している取引またはお客様から執行方法に関するご指示(当社又は当社の海外関連会社の自己勘定が直接の相手方となる売買のご希望、他のお客様が相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、PTS(私設取引システム)への取次ぎのご希望、お取引の時間帯のご希望、当社のスマート・オーダー・ルーティング・システム利用のご希望等

当該取決めに基づく執行方法またはご指示いただいた執行方法

(1)ー2 端株および単元未満株の取引

当社が直接の取引の相手方となる方法(ただし、条件によっては、当社が取引に応じることができない場合があります)

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。
したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以 上